

令和2年9月8日

富良野市議会議長 黒岩岳雄 様

市民福祉委員長 本間敏行

委員会事務調査報告書

令和2年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第4号 スポーツ施設の現状と課題について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

スポーツ施設の現状と課題について

市民福祉委員会より、調査第 4 号「スポーツ施設の現状と課題について」の調査経過と結果について報告する。

本委員会では担当部局に資料の提出と説明を求め、各施設の現地調査を行うとともにスポーツ施設の整備状況の把握に努めてきた。また、令和元年から令和 2 年にかけて健康増進に向けた取り組みについての事務調査を行ったことから、本市のスポーツ施設の現状を知るべく本調査を行うとともに、平成 28 年第 3 回定例会において体育施設の現状と課題について事務調査報告を行ったところであり、その後の経過から現状を把握し、利用者にとって利便性が確保され、安全安心な運営がなされているか、そのために必要な修繕等が行われているかに着目し、調査を進めてきた。

本市にはスポーツ施設の中心的役割を担う富良野スポーツセンターをはじめ、富良野市屋外スポーツ施設設置条例に定められている各施設があり、NPO 法人ふらのスポーツ協会が指定管理者となって、その管理・運営にあっている。

富良野スポーツセンターは、アリーナ、卓球室、弓道場、トレーニング室のほか、別棟のサブアリーナ、軽運動室で構成され、年間利用者数は約 7 万 6 千人。建物本体は昭和 49 年に建築され、施設の増設等を経ながら 46 年が経過している。隣接する施設として、陸上競技場、テニスコート（硬式テニス用 2 面、ソフトテニス用 4 面）、ソフトボール場、パークゴルフ場がある。その他に、若葉運動公園（若葉球場、運動広場）、空知川河川運動公園（野球場 2 面、ソフトボール場 3 面、ラグビー場 1 面、サッカー場 A・B 各 1 面、少年サッカー場 1 面、テニスコート 4 面）、市民野球場 1 面、東山地区に屋外水泳プールが設置されている。なお、山部地区にあった屋外水泳プールは令和元年度に廃止となっている。

利用実績について調査したところ、空知川河川運動公園のラグビー場、サッカー場 A・B は令和元年度以降の利用実績がゼロであること、また、これまで少年野球大会等で利用されてきた空知川河川運動公園にある球場は、トイレが水洗ではないこと、手洗い場がないこと等により新型コロナウイルス感染症の予防対策が徹底できないため、今年度、練習時の利用は可能であるが、大会での利用はできない状況であることがわかった。平成 30 年度と令和元年度を比較してみると、利用実績を伸ばしているのはスポーツセンターのアリーナ、弓道場、トレーニング室、主にエアロビクスやフォークダンスなどのサークルに利用されている軽運動室、若葉球場や市民野球場となっており、市民の心身の健全な育成と健康増進に寄与するため、今後、さらなる施設の充実が求められる。

各スポーツ施設は、これまで必要に応じて増設、改修、廃止を経てきており、今回、スポーツセンター（サブアリーナを含む）陸上競技場、若葉球場、空知川河川運動公園の現況を確認し、適切な施設管理が行われているか、安全な施設利用が出来るかなどを観点に現地調査を行った後、スポーツ施設の現状についてNPO法人ふらのスポーツ協会と意見交換したところ、特にスポーツセンターの改修について、平成28年の事務調査報告時と同様に、シャワー室の改修、障がい者用トイレの設置、バリアフリー化などの課題を抱えている状況が伺えた。

これまでの調査経過を踏まえ、本委員会でスポーツ施設の現状と課題について議論を重ね、次の意見の一致を見た次第である。

スポーツセンターについては、建設されてから45年以上が経過し、施設各所の老朽化が目立っている。現地調査した中では、蒸気ボイラー設備の改修、シャワー室の改修、水道蛇口の自動水栓化、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたトイレの改修、電気設備の更新、開閉しづらい非常口ドアの修繕、雨水の吹き付けにより劣化している外壁の改修、トレーニング室のマシン等の更新、AEDの設置台数増が必要であると感じた。さらに、サブアリーナの暖房設備については、屋根、壁、床に断熱材が入っていないため、利用開始時刻の3時間前から稼働させても現状の暖房機では室内が十分に暖まらず、柔道、剣道、少林寺など裸足で行う競技者、特に小学校低学年の子どもたちにとって冬の寒さは耐え難いものとなっており、暖房効果を向上させる対応策が望まれる。また、トレーニング室でマシン等を使用する際は指導者等を配置するなど、安全対策の検討も必要と感じたところである。

現状の中で優先的に取り組むべきとした点は、第一に、蒸気ボイラー設備、運動後に汗を流すためのシャワー室の改修である。蒸気ボイラーは平成2年度に改修されて以降、約30年が経過していることから、設備の改修が必要である。また、現在はボイラーのトラブルにより温水が一定に保たれず、シャワー室が使用できない状況にあり、利用者からシャワー室の使用を希望する声があがっているとのことである。第二に、現在の新型コロナウイルス感染症の予防対策を行う上で、衛生面を考慮したトイレや水回りの改修が必要である。これらは、スポーツ施設の安全性・利便性・快適性を向上させる観点からも早急な対応が望まれる。また、スポーツセンターは緊急避難場所として指定されているため、電気設備の更新はなるべく早目に行わなければならないものとする。

陸上競技場については、現在、日本陸上競技連盟の第4種公認競技場となっており、来年度、公認期間の満了を迎える。応援スタンドも老朽化しており、今後、どのような利用を想定しているか、どのような利用が望ましいかなど、競技団体と協議を行い、将来に向けての方向性を出し、その上で必要な修繕を行うべきと考える。

空知川河川運動公園については、ラグビー場、サッカー場A・Bの前年度の利用実績がゼロとなっている要因として、グラウンドの水はけの状況からスポーツをする環境と

しては好ましくない状態にあるためと思われる。また、これまで主に利用していた高校生が学校内で練習するようになったことも一つである。さらに、ソフトボール場・野球場においては、トイレや手洗い場など、「新しい生活様式」に対応した環境が整わない限りは、大会での利用は難しい状況が続くと思われる。このようなことから、空知川河川運動公園においては各競技団体と協議の上、今後の施設の必要性について検討し、不要な施設は順次、見直していくことが必要である。また、規模を縮小しての移転による施設整備も選択肢に入れるべきと考える。

現状として、スポーツ施設全体の老朽化に伴う突発的な修繕も行われており、抜本的な対策として施設更新が求められるが、全ての施設を同時に改修することは困難なため、計画的な施設改修を行わなければならないことは明らかである。今後において、整備計画を策定する際は、NPO法人ふらのスポーツ協会や各競技団体との協議を行った上で策定にあたることはもちろん、人口減少社会を見据え、近隣市町村での種目の分担による整備も視野に入れながら、現在策定中の次期総合計画において、今後のスポーツ施設の整備改修方針を明示する必要がある。

本委員会としては、スポーツ施設の整備・充実によって市民が安全安心に施設を利用することができるのと同時に、市民の健康増進への取り組みの参加と意識醸成を図りつつ、施設を有効利用し、スポーツを楽しむ子どもたちの競技力向上、アスリートの育成につながることを期待するものである。